次のページ

国民年金

― 納めて安心　国民年金 ―

国民年金保険料の6ヶ月前納のご利用を

現在、国民年金保険料を毎月納めている方が、平成15年10月から平成16年3月までの6ヶ月分を10月にまとめて納めていただきますと、保険料が割引される「前納割引制度」があります。

毎月の保険料の納入の手間が省け、保険料も割引となる前納制度をご利用ください。

この6ヶ月前納を希望される方は、お早めに住民課国保年金係までお申し込みください。

生涯にわたり支給される国民年金などの公的年金について

国民年金のような公的年金は、民間の会社の商品である私的年金と異なる点がいろいろあります。老後の所得保障の柱となり、全員が加入し、物価や生活水準などの変動に応じて支給額を改定し実質価値を維持し、年金原資は本人及び後世代の支払った保険料、運用収入及び国庫負担でまかなわれているなどの点が私的年金と異なっています。

なかでも、終身にわたり支給される点が大きな特徴でしょう。つまり、公的年金は実質的な価値の維持された給付が、長生きした場合にも生涯にわたって受けられる終身年金となっています。また、障害をもったり、遺族となられた場合には、それぞれ相当程度の障害年金、遺族年金が支給されます。

よく人生80年といわれますが、私たちが何歳まで長生きするのか、障害を持ったり、遺族になったりするのかといった予測は難しく、これに備えて十分な貯蓄等を計画的に行うことは困難です。このような不確実性にも、世代間扶養の仕組みの公的年金でこそ対応することができます。すなわち、公的年金は本人及び後世代の支払った保険料や国庫負担等が支払の原資となるので、経済変動などにも対応した終身給付を行うことができるのです

他方、私的年金では本人の支払った保険料と運用収入を年金や営業費用の原資としており、有期年金が中心となっています。任意加入の私的年金を終身年金にすると長生きしそうだと考える人ばかりが加入する可能性があり、保険料を大幅に引き上げない限り制度の運用は困難となります。

生涯にわたって支給される公的年金の安心についてもう一度考えてみましょう。

国民年金に関するお問い合わせは
住民課国保年金係まで
☎62-9111
(有)9111

毎月納付と6ヵ月前納との比較

区分	毎月納付 (H15.10～H16.3)	6カ月前納	割引額
定額保険料	79,800円 (13,300円×6ヶ月)	79,150円	650円
定額付加保険料	82,200円 (13,700円×6ヶ月)	81,530円	670円

国民年金推進員日記より

権利を得るための義務を果たして

☆夫任せの妻の悲劇

先日、夫婦とも長期未納者であるお宅を訪問し、奥さんと面談することが出来ました。年金には、三つの保障があるということ、老後の年金だけでなく、障害年金・遺族年金の制度もあり、この二つの年金は、必ずしも年齢を条件にしておらず、保険料を納めていれば、事故や病気で障害が残ったときや夫が亡くなったときに受給できることを説明しました。また万一の時、公的なものを受けられないことは、家族にも負担がかかり大変だと説得しました。

奥さんは、しばらく考え込み「私はどうすることもできない。年金のことは夫に任せてある。夫に話をして欲しい」との返事でした。私は一瞬唖然としましたが、「奥さん自身の年金のことだから前向きに考えて欲しい」と訪問先を後にしました。

奥さんの「夫に任せている」との言葉が気にかかり、ご主人と直接会って、もう一度年金の話をしようと在宅を願いつつ、一週間後に再訪問したところ、奥さんが涙顔で「夫が二日前に急死した」と聞かされました。しばらくして、窓口に相談に来られましたが、夫は未納者だったため、遺族年金を受給できませんでした。中学生を頭に3人の子供を抱え途方にくれる姿は悲惨でした。夫任せの妻、年金制度に対する無知、マスコミ報道の影響による不安もあると思いますが、公的年金は、暮らしを支える大きな力になることを訴えていくことが、私たち推進員の使命だと実感しました。